

事業改善シート附表

■当初要求 □当初予算案 □補正予算案 □点検

事業番号	事業名	高等学校生徒等経済的支援事業費				部局	教育委員会事務局	課・室	高校教育課			
細事業 No	細事業名	項目	実施 方法	31年度 実施内容（予定）	31年度 実施内容（実績）	31年度 実施 状況	29年度	30年度	31年度			
							当初 （千円）	当初 （千円）	要求 （千円）	当初 （千円）	補正 （千円）	決算 （千円）
1	高等学校等就学支援金交付事業費	就学支援金の支給	交付金	就学支援金の支給(1)支給要件：保護者等の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算で507,000円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額：授業料相当額(全日制：月額9,900円以内、定時制：2,700円以内等)			4,644,182	4,453,498	4,444,305			
2	高等学校奨学金等貸与事業費	高等学校奨学金等の貸与	貸付金	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者の修学の奨励及び通学費等の負担軽減を図る。【月額】(1)定通奨励金：14,000円(卒業で免除)			20,709	19,151	22,657			
3	高校生等奨学給付金給付事業費	奨学給付金の給付	直接	奨学給付金の支給(1)支給要件：国公立高等学校に在学する生徒の保護者等のうち、長野県内在住で非課税世帯の者(2)支給金額：年額129,700円以内(教材費、学用品費、修学旅行費等相当額)			582,514	545,295	550,014			
4	県内大学進学のための入学金等給付事業	入学金等の給付	直接	市町村民税所得割額が非課税世帯の者30人程度に上限30万円(入学金等の合計額が30万円に満たない場合は実費相当額)を給付			7,500	0	0			
5	高校生の学び直し支援事業費	学び直し支援金の支給	交付金	学び直し支援金の支給(1)支給要件：高等学校等を中途退学している生徒で、保護者等の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が合算で507,000円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額：授業料相当額(全日制：月額9,900円以内、定時制：月額2,700円以内、通信制：月額520円以内)			1,710	2,020	3,544			
6	高等学校等奨学資金貸付金(特別会計)	高等学校等奨学金等の貸付	貸付金	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者で、貸与要件に該当した申請者に奨学金または遠距離通学費を貸与する。【月額】(1)奨学金：公立18,000円、私立30,000円(2)遠距離通学費：通学費等の10分の7			141,093	137,762	137,597			
合 計							5,397,708	5,157,726	5,158,117	0	0	0